

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。このような中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

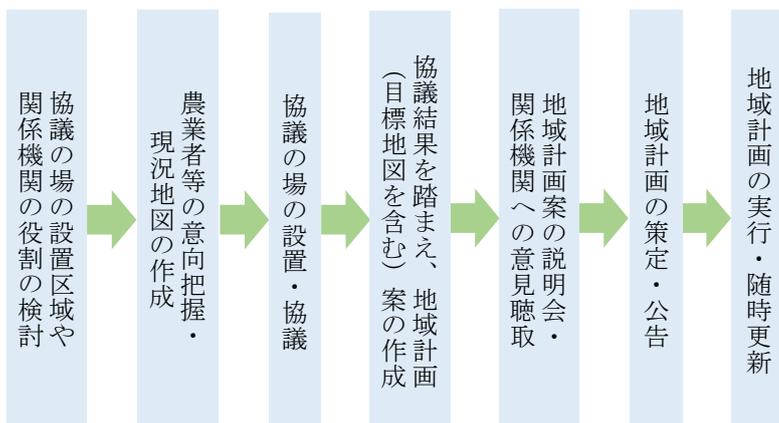
このため、(1) 地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、(2) それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることを定めた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月に施行されました。

各市町村が策定した工程表（令和6年3月末現在）によれば、九州管内では令和6年度末までに4,056の区域において地域計画の策定が予定されています。

各市町村では、アンケート等による農業者等の意向把握や農業委員会による現況地図の作成といった協議の場（地域の話し合い）の開催に向けた取組が進められています。

九州管内の取組状況（令和6（2024）年3月末現在）及び地域計画策定フロー図

| 県名 | 策定予定市町村数 | 策定予定地区数 |
|------|----------|---------|
| 福岡県 | 56 | 535 |
| 佐賀県 | 20 | 463 |
| 長崎県 | 21 | 469 |
| 熊本県 | 45 | 535 |
| 大分県 | 17 | 664 |
| 宮崎県 | 26 | 724 |
| 鹿児島県 | 43 | 666 |
| 九州計 | 228 | 4,056 |



資料：九州農政局調べ

注：あくまで例であり、地域の状況を踏まえ手順を入れ替える等しても問題はない

【事例】【地域計画策定の先行モデル地区の取組】

九州農政局では、地域計画策定に取り組む市町村を後押しするため、各県と連携・協力し、地域計画策定の先行モデル10市町村（令和5（2023）年3月1日現在）を選定し、伴走型のサポート活動を実施しました。

そのひとつである宮崎県小林市幸ヶ丘東校区では、令和6（2024）年1月24日に地域内の農業者、地区役員、畑かん地区推進委員、宮崎県、農地バンク、小林市、農業委員会、九州農政局等の関係者が集まって「協議の場」が開催されました。

協議の場では、目標地図の素案作成に向けた調整も併せて行われ、活発な話し合いが行われました。

小林市は、今後も調整を行い、令和7（2025）年3月末までに市内の他の地区と併せた地域計画の策定を予定しています。



参加者による話し合いの様子

九州における担い手への農地集積率は、平成25（2013）年度は42.5%となっていました。平成26（2014）年の農地中間管理機構（以下「機構」という。）設置以降着実に伸びており、令和5（2023）年度は53.5%となっています。

近年は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、農地集積・集約化を進めるための地域の話合い活動が低調な状況となったこともあり、集積率の伸びは鈍化していました。

このため、九州農政局では、農地の集約化等の更なる加速化が図られるよう、各市町村における地域計画策定のサポートと併せて、農地中間管理事業の実施により、農用地の利用権設定等が円滑に行われるよう、各県・機構に協力して促進計画の策定に向けた体制整備を進めています。

担い手への農地集積率の推移



九州各県における担い手への農地集積面積の推移（ストックベース）



資料：農林水産省調べ

人 — 認定農業者制度 —

【認定農業者数は減少、法人経営体は増加】

認定農業者制度とは、経営の規模拡大、生産方式の合理化等の経営改善に取り組む農業者の計画を市町村等が認定し、重点的に支援措置を講じようとするものです。近年、農業者の営農活動が広域化していることを踏まえ、令和2(2020)年4月より、都道府県の区域や市町村の区域を越えた認定が可能となりました。

九州における令和5(2023)年3月31日現在の認定農業者数は43,254経営体で、全国の約2割を占めており、熊本県が9,906経営体(全国3位)、鹿児島県が7,527経営体(同9位)、宮崎県が7,381経営体(同10位)と全国上位となっています。

認定農業者数は平成22(2010)年をピークに減少傾向にあるものの、法人は5,418経営体と増加傾向にあり、平成22(2010)年と比較すると約1.9倍となっています。

これを営農類型別に見ると、複合経営*1が全体の4割となっており、単一経営*2で見ると、九州は全国に比べ施設野菜や肉用牛・養豚・養鶏等の割合が高く、酪農の割合が低くなっています。

- *1 複合経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営
- *2 単一経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める経営

認定農業者の認定状況 (令和5年3月末現在)

単位：経営体

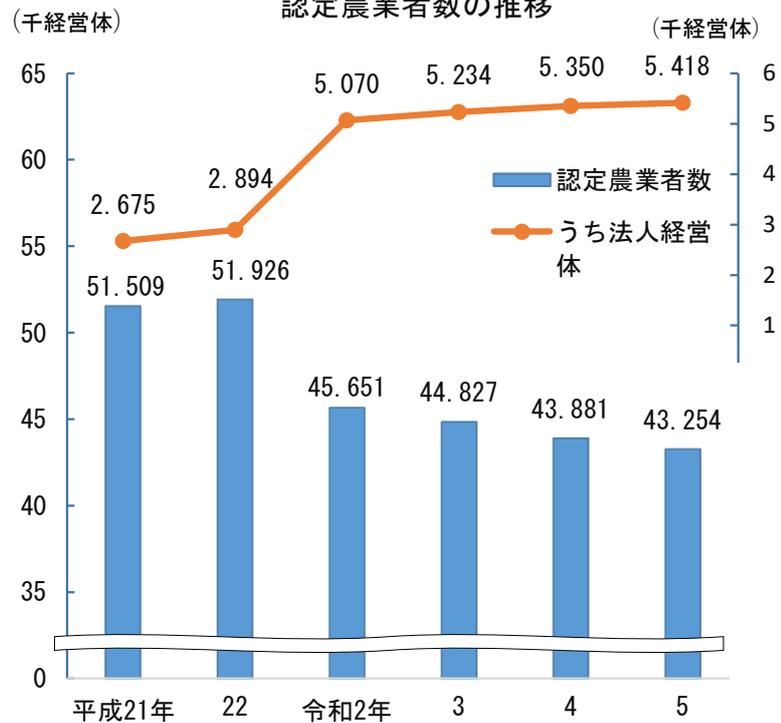
| 県名 | 認定農業者数 | | うち法人数 | |
|-------|---------|--------|--------|-----|
| | 前年増減 | | 前年増減 | |
| 福岡県 | 5,845 | -7 | 775 | 21 |
| 佐賀県 | 3,588 | -67 | 293 | 4 |
| 長崎県 | 5,073 | -146 | 373 | -24 |
| 熊本県 | 9,906 | -224 | 1,098 | 1 |
| 大分県 | 3,796 | -20 | 729 | 8 |
| 宮崎県 | 7,381 | -138 | 827 | 11 |
| 鹿児島県 | 7,527 | -74 | 1,268 | 29 |
| 県計 | 43,116 | -676 | 5,363 | 50 |
| 九州農政局 | 138 | 49 | 55 | 18 |
| 九州計 | 43,254 | -627 | 5,418 | 68 |
| 全国 | 219,896 | -2,478 | 28,717 | 762 |

資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

※各県の認定数は、市町村認定と県内の複数市町村にまたがる場合の都道府県認定の合計

※九州農政局の認定数は、管区内の複数県にまたがる場合の認定数

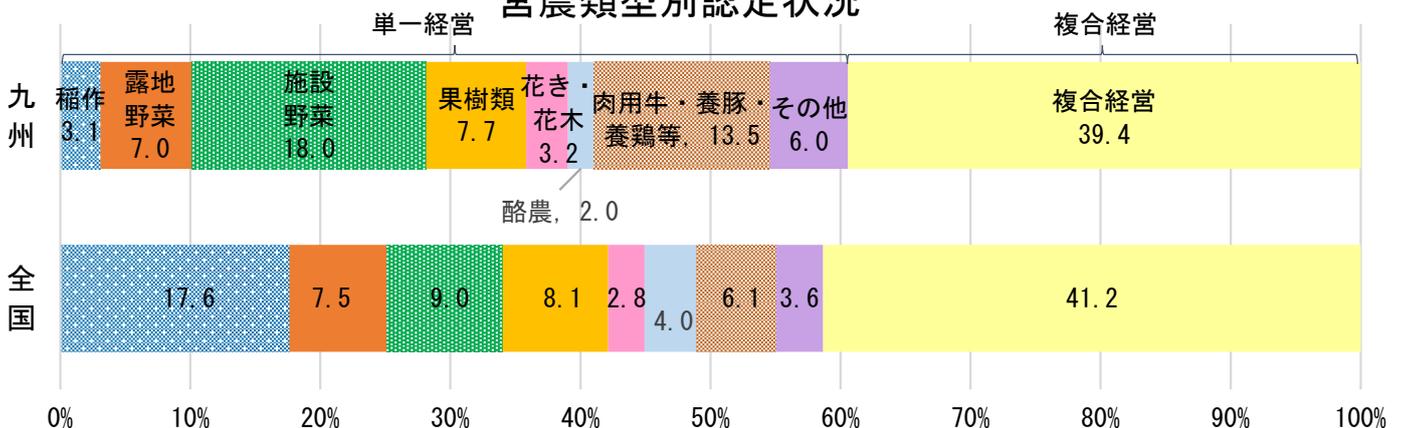
認定農業者数の推移



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

※複数の地方農政局の管区にまたがる場合の国認定数を除く

営農類型別認定状況



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

※各県の市町村認定と都道府県認定および九州農政局認定の認定状況

人 — 農業経営の法人化 —

【法人化が着実に進展】

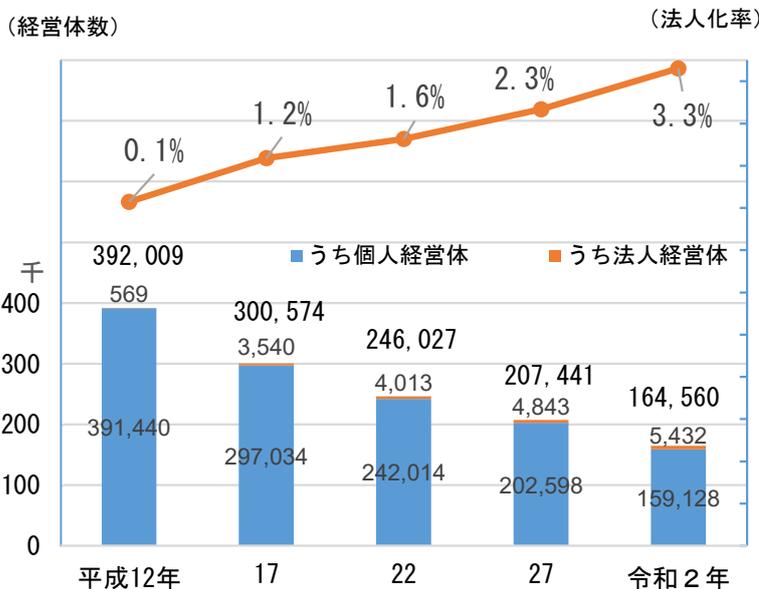
農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承など経営発展の効果が期待されます。そのため、県段階に農業経営・就農支援センターを整備して、各種経営課題に応じた専門家の派遣等により、農業経営の法人化を支援しています。

九州の農業経営体に占める法人経営体の割合は、令和2(2020)年は3.3%で平成27(2015)年の2.3%から上昇しており、農業経営体数が減少する中、法人化は着実に進んでいます。

また、農地を所有できる農地所有適格法人は3,654法人*1(対前年比101.6%)、リース方式*2により農業参入した一般法人は444法人*3(対前年比104.2%)、さらに集落営農では、全体の集落営農数2,205組織のうち集落営農法人は820法人*4と、いずれも着実に増加しています。

*1及び*3 令和4(2022)年1月1日現在 *4 令和5(2023)年2月1日現在、*1及び*4は重複有り
*2 リース方式：解除条件付きで、一般法人の農地の借入れを可能とするもの

農業経営体数と法人経営体の占める割合

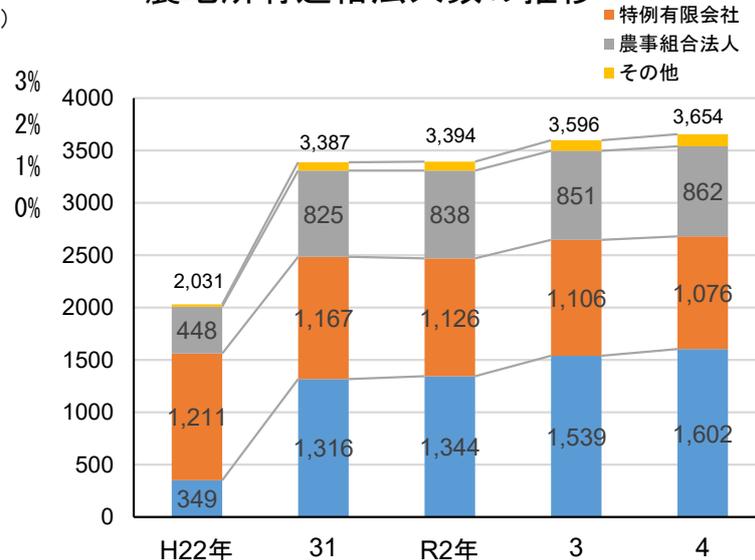


資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：法人経営体とは、農業経営体のうち、法人化して事業を行う者

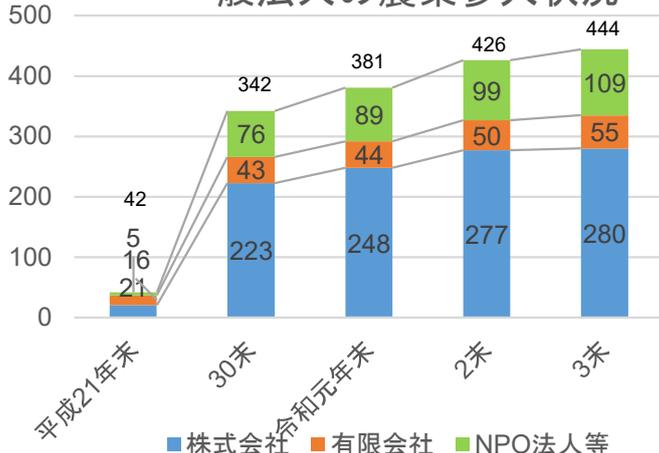
注2：法人経営体割合＝法人経営体／農業経営体

農地所有適格法人数の推移



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

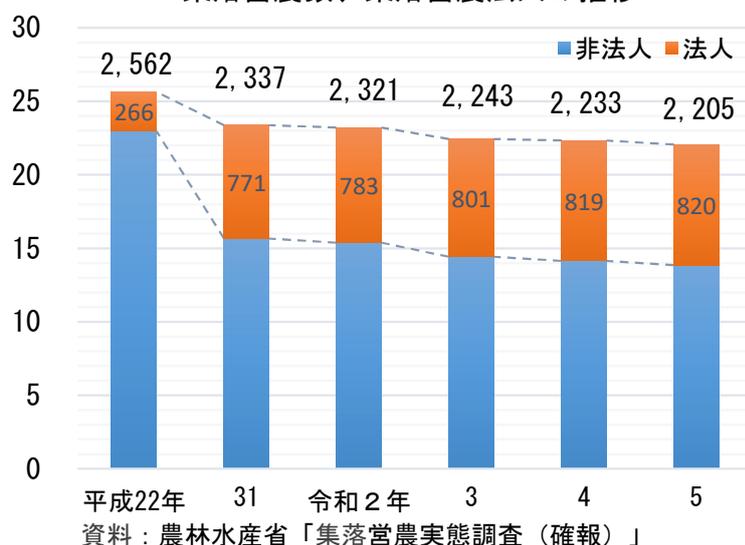
一般法人の農業参入状況



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

(百組織)

集落営農数、集落営農法人の推移



資料：農林水産省「集落営農実態調査(確報)」

【九州の認定新規就農者】

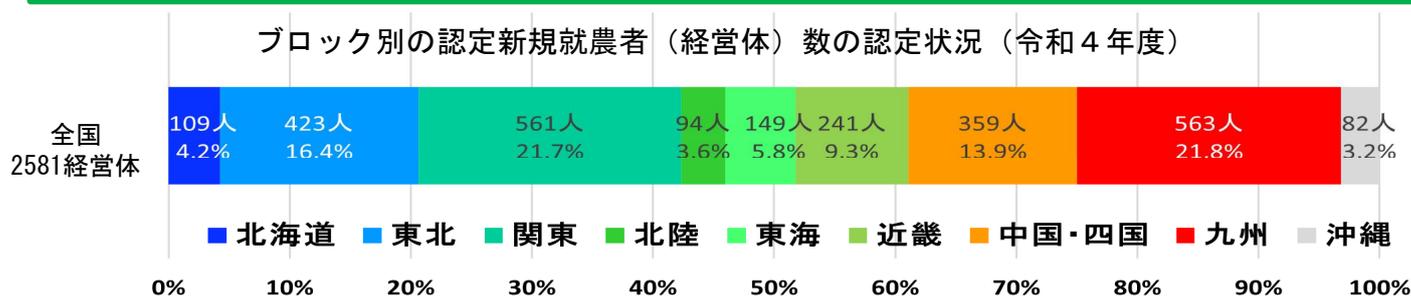
令和4(2022)年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者(市町村から青年等就農計画の認定を受けた農業者)数は563経営体となっており、全国2,581経営体の約22%を占めています。

管内県別でみると鹿児島県147経営体、熊本県96経営体、福岡県87経営体の順となっています。

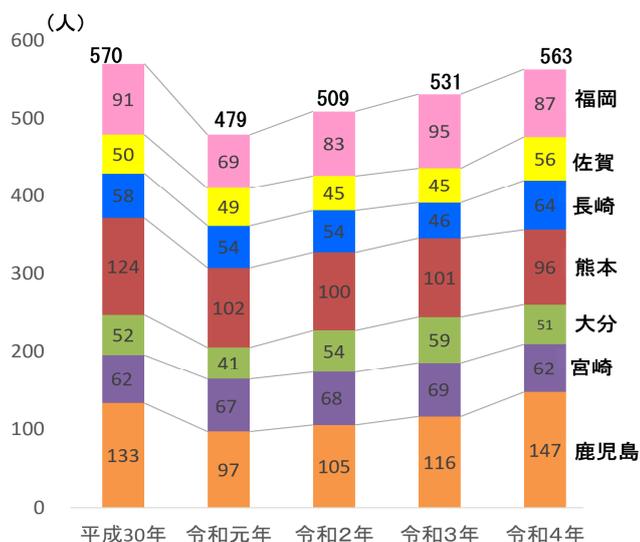
認定新規就農者に対しては、早期の経営安定に向けたメリット措置(経営開始資金、経営発展支援事業、青年等就農資金等)を集中的に実施しています。

近年、少子化等により認定新規就農者数は減少傾向にありましたが、令和元年以降は微増となっています。

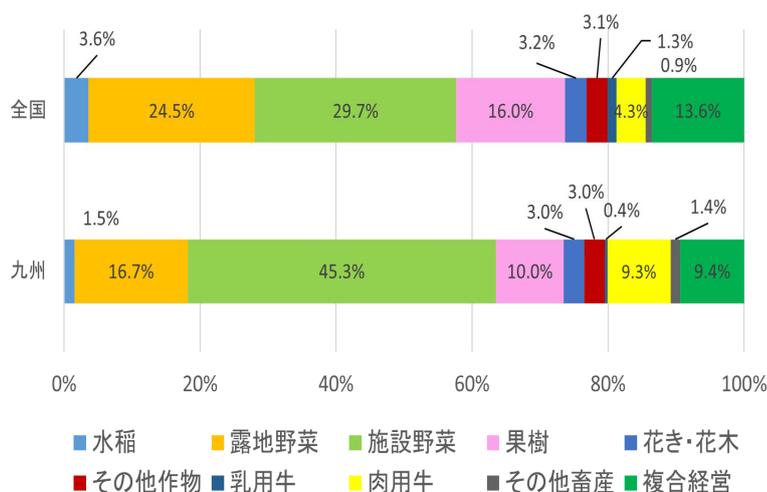
また、営農類型別では、施設野菜、肉用牛が全国と比較して高い割合となっています。



九州の認定新規就農者(経営体)数の推移



営農類型別の認定割合(令和4年度)



資料：農林水産省公表「認定新規就農者の認定状況」を基に九州農政局で作成

【事例】【定着に向けたサポート体制の構築(大分県佐伯市)】

就農コーチである農家の圃場において、主要な園芸品目の栽培・経営技術を学び、自らが管理する圃場で模擬営農を実践するファーマーズスクールを設置・運営し、2年間で新規就農者の育成を図っています。

また、人材育成や就農支援等の課題解決に向け、自治体、農業委員会、JA等の関係機関で構成する「就農サポート会議」を定期的に開催しています。

このような取り組みにより、平成28年開校以降、卒業生の就農定着率は100%となっています。



就農2年目で県のいちご果実品評会で金賞を受賞

【女性農業者の経営・社会参画の推進】

女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手です。今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、女性農業者が活躍しやすい環境を整備することが重要です。

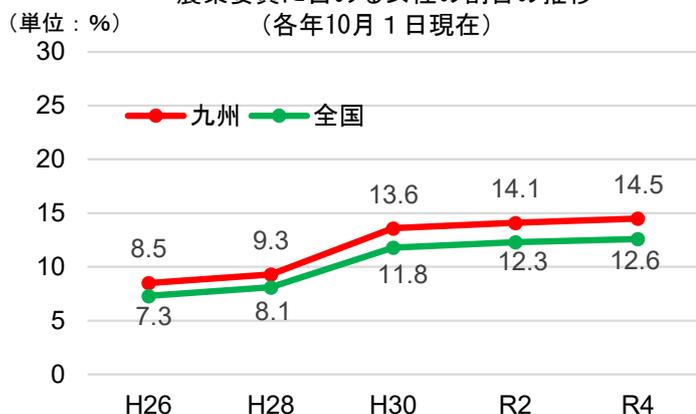
九州農政局では、「第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月閣議決定)」に基づき、農業委員や農業協同組合役員、土地改良区理事への女性の登用促進のための働きかけを行っています。また、家族経営協定の締結状況等に関する情報提供や女性農業者の交流を目的としたオンラインセミナーも開催しています。加えて、九州の女性農業者の活躍に資する情報や取組を、Facebookグループ「九州農業女子トークルーム」で発信したり、意欲的に農業経営を展開する女性農業者の事例を収集し、HPで公表する等の取組を行っています。

今後も、引き続き農山漁村に関する方針策定への女性の参画と女性が能力を発揮できる環境整備に向けた取組を推進することとしています。

事例情報「九州のがんばる女性農業者」

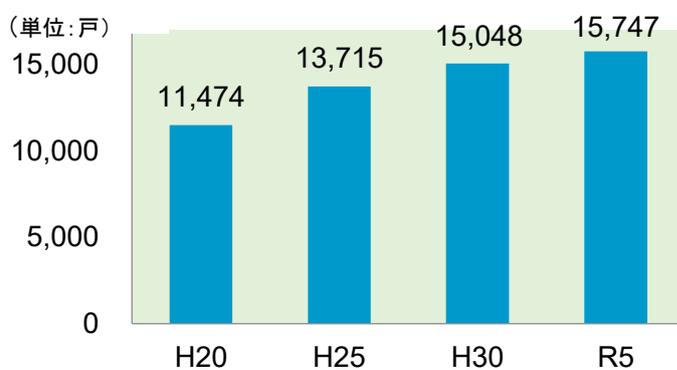
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/danjyo/jyoshi.html>

農業委員に占める女性の割合の推移
(各年10月1日現在)



資料：農林水産省経営局調べ

九州における家族経営協定締結農家数の推移
(各年3月31日現在)



資料：農林水産省経営局調べ

【九州女性リーダーサミット】

令和6(2024)年1月、地域の政策・方針決定過程への女性の登用促進を目的として「九州女性リーダーサミット」を開催しました。

第一部は「第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月閣議決定)」において女性割合の成果目標が設定されている農業委員、農業協同組合理事、土地改良区理事について、九州で実際に登用されご活躍されている方々に「女性リーダー」としてご出演いただき、実際にその役に就いたからこそ見えたものや、今後の地域への思いなどについてお話いただきました。第二部は、今後の農村をリードしていく若手男性農業者お二人も加わり「農村の未来」について語りました。

最後には「女性がさらに輝くためにそれぞれの立場で何ができるか考えてみよう。」「自分の強みを活かして新たな挑戦をしていこう。みんなで挑戦できる機運を醸成しよう。」というサミット宣言を全員の拍手をもって採択し、実りあるサミットとなりました。



写真左から、宮崎県大島堰土地改良区奥村理事長、長崎県県央農業協同組合大石理事、福岡県みやま市農業委員会徳永会長、熊本県青年農業者クラブ今村会長、元田副会長、コーディネーターの大分県KKFARM工藤桂子氏



出演者集合写真

人 — 農業分野における外国人材の受入れ —

【労働力不足を背景とした外国人材の活用】

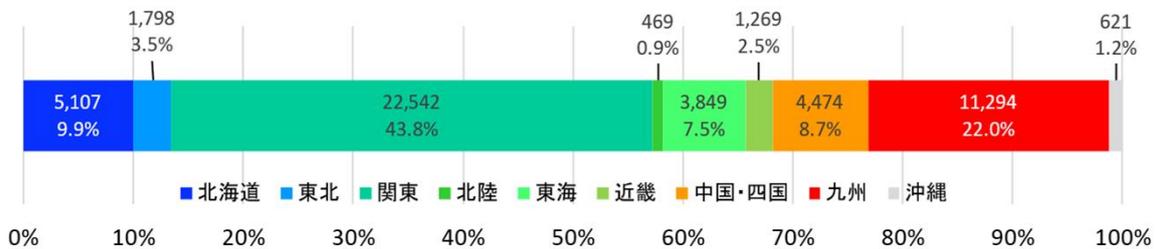
九州は、農業分野の外国人材の受入が盛んな地域です。令和5（2023）年10月現在で全国の農業分野外国人材51,423人*の22%にあたる11,294人が九州で働いています。

県別にみると、熊本県が4,614人、福岡県が1,894人、鹿児島県が1,754人の順になっています。特定技能（農業分野）外国人材の出身国をしてみると、九州では全国と比較して、フィリピンやカンボジアの割合が高い傾向があります。

近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響等で水際対策が開始された令和2（2020）年以降、外国人材の数は一旦、減少しましたが、令和4（2022）年3月より水際対策が段階的に緩和され、再び増加に転じました。

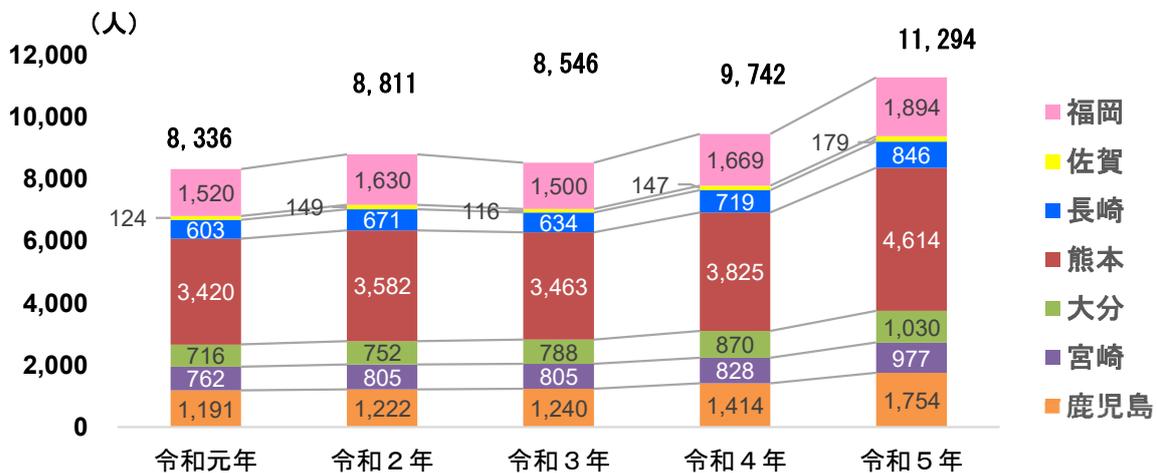
高齢化や担い手減少で労働力不足といわれる農業の現場で、引き続き外国人材から九州が働く場として選ばれるためには賃金や福利厚生、労働環境、生活支援の各種整備を行っていくことが重要です。

* 厚生労働省HP：外国人雇用状況の届出状況まとめ（R5.10）より



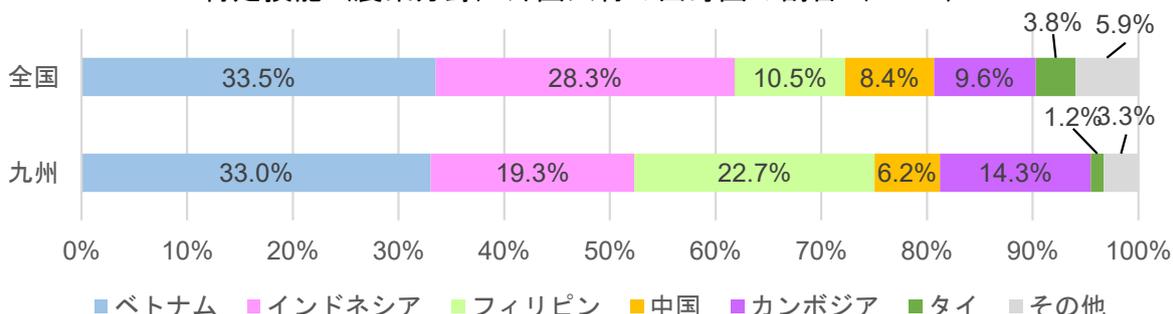
資料：各県労働局HPで公表されている「外国人雇用状況」（R5.10）を基に九州農政局で作成

農業分野の外国人材（九州）の推移



資料：各県労働局HPで公表されている「外国人雇用状況」（R5.10）を基に九州農政局で作成

特定技能（農業分野）外国人材の出身国の割合（R5.12）



資料：出入国管理庁HPで公表されている「特定技能在留外国人の公表」（R5.12）を基に九州農政局で作成